

# 岐阜県公報

## 目次

### 告示

特別保護地区の指定

(地球環境課) 三四二<sup>ページ</sup>

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示の一部改正

(出納管理課) 三四三

### 公示

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良事業の施行同意

(農地計画課) 三四三

岐阜都市計画の図書の縦覧

(都市政策課) 三四三

## 告示

岐阜県告示第三百八十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定による特別保護地区の指定をするため、同法第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、特別保護地区の名称、区域、存続期間及び保護に関する指針の案並びにこれらの縦覧場所を公告する。

なお、同法第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第五項の規定により、当該区域に係る住民及び利害関係人は、平成十九年五月一日から平成十九年五月十四日までの間に当該指針の案について、岐阜県知事に意見書を提出することができる。

平成十九年五月一日

岐阜県知事 古田 肇

### 一 特別保護地区の名称及び区域

名称	区域
川尻特別保護地区	揖斐郡揖斐川町東横山地区内の国道三〇三号と国道四一七号との交点を起点とし、同所から国道三〇三号を西進し町道西横山線との交点に至り、同所から同国道を北進し坂内川に架かる川尻橋との交点に至り、同所から同橋を西進したのち東進し川尻林道に至り、同所から同林道を東進し国道四一七号との交点に至り、同所から新川尻橋を経て起点に至る線により囲まれた区域
初河特別保護地区	郡上市白鳥町石徹白地区の大杉林道と初河谷とスゴノ谷とを分ける稜線の交点を起点とし、同所から同稜線を北東進し初河山三角点（一、五八七・六メートル）を経て高山市荘川町との境界を

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たるときは翌日)

平成十九年五月一日

ひるがの高原特別保護地区	なす丸山三角点(一、七八メートル)に至り、同所から同境界を東南進し初河谷との交点に至り、同所から同谷を南西進し起点に至る線により囲まれた区域
虎溪山特別保護地区	郡上市高鷲町ひるがの地内の国道一五六号と市道戸谷線との交点を起点とし、同所から同国道を南西進し市道農野谷線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道アマノ谷線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道戸谷線との交点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線により囲まれた区域
城山特別保護地区	高山市都市計画公園の区域(城山公園)昭和四十五年七月十日岐阜県告示第六百七十九号
塩屋大谷特別保護地区	塩屋大谷鳥獣保護区のうち、宮・庄川森林計画区孫十郎尾園有林中三二一六林班ろ小班及び三二二七林班い小班の区域

二 特別保護地区の存続期間  
平成十九年十一月一日から  
平成二十九年十月三十一日まで

三 特別保護地区の保護に関する指針の案

名称	川尻特別保護地区	当該地域は、奥いび湖を中心とした地域であり、イヌワシ、クマタカ等の希少鳥類をはじめとする多種多様な野生鳥獣が生息している。特に冬期に多くのカモ類が飛来する奥いび湖の水面周辺について、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。
名称	初河特別保護地区	当該区域を含む地域は、落葉広葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、ニホンカモシカ、ツキノワグマ、アカゲラ、ホオジロをはじめとする多種多様な鳥獣が生息している。特に良好な鳥獣の生息環境となつて初河山及び丸山付近の天然広葉樹林の当該区域について、特別保護地区に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。

四 一から三までに掲げる事項の縦覧場所

ひるがの高原特別保護地区	集団繁殖地	当該区域を含む地域は、湿原植物群生地及び低灌木類が点在する変化に富む地域であり、オオジシギ、ホオアカ、サンショウクイなど希少鳥類の良好な繁殖地である。特に営巣、採餌等に適した当該地域について、特別保護地区に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。
虎溪山特別保護地区	身近な鳥獣生息地	当該地域は、シテノフシをはじめとする天然広葉樹林等が分布する丘陵地帯であり、トビ、コジュケイ、ヒヨドリ等の身近な鳥類が多数生息している。自然とのふれあいや鳥類の観察の場として最適である当該地域について、特別保護地区に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。
城山特別保護地区	身近な鳥獣生息地	当該地域は、市街地に隣接する天然広葉樹林が分布する丘陵地帯であり、キジ、ヤマドリ、ニホンカモシカをはじめとする多種多様な鳥獣が生息している。自然とのふれあいや鳥類の観察の場として最適である当該地域について、特別保護地区に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。
塩屋大谷特別保護地区	森林鳥獣生息地	当該区域を含む地域は、天然落葉広葉樹林及び天然針葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、クマタカ等の希少鳥類をはじめとする多種多様な野生鳥獣が生息している。特に良好な鳥獣の生息環境となつて天然落葉広葉樹林からなる当該地域について、特別保護地区に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。

名称	縦覧場所
川尻特別保護地区	環境生活部地球環境課 西濃振興局揖斐事務所環境課及び揖斐川町役場
初河特別保護地区	環境生活部地球環境課 中濃振興局中濃事務所郡上駐在所及び郡上市役所
ひるがの高原特別保護地区	環境生活部地球環境課 中濃振興局中濃事務所郡上駐在所及び郡上市役所

虎渓山特別保護地区	環境生活部地球環境課 東濃振興局環境課及び多治見市役所
城山特別保護地区	環境生活部地球環境課 飛驒振興局環境課及び高山市役所
塩屋大谷特別保護地区	環境生活部地球環境課 飛驒振興局環境課及び飛驒市役所

岐阜県告示第三百九十号

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示（平成十五年岐阜県告示第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

平成十九年五月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一中「中日企業株式会社」を「中日企業株式会社」に改める。  
中村安男（西濃総合庁舎内）」

公 示

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業計画の変更についてその概要等を下呂市長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年五月一日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名

縦 覧 場 所

縦 覧 期 間

小坂地区 下呂市役所 平成一九・五・三から  
同 五・三・一まで

土地改良事業の施行同意

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の施行に同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定により公示する。

平成十九年五月一日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	施行に係る地区名	同意年月日
郡上市	干田野地区	平成一九・四・二〇

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第二十一条第一項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十九年五月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称  
岐阜都市計画地区計画 大学西地区地区計画
- 二 縦覧場所  
岐阜県都市建築部都市政策課及び岐阜市まちづくり推進部都市計画室

平成十九年五月一日印刷  
平成十九年五月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者  
印刷所  
定価  
一か年  
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜県尾文芸社